

## 医療情報取得加算に関する提示

当院は、マイナ保険証（マイナンバーカード）の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供を努めております。

2024年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり【医療情報取得加算】を算定いたします。

区分	マイナ保健証利用	診療情報等提供同意	診療点数
初診	する	する	1点
	する	しない	3点
	しない	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	する	1点
	する	しない	2点
	しない	しない	2点

上記に関わらず、他の医療機関からの診療情報提供書をお持ちの方は、診療報酬点数が**初診時「1点」・再診時(3月に1回)「1点」**となります。

※ マイナ保険証を利用する場合も、自治体独自の医療費助成等については、これまでどおり資格証等の持参が必要です。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご協力をお願いいたします。